

十二 第42条の11《中小企業者等が機械等を取得した場合等の特別償却又は法人税額の特別控除》関係

改 正 後	改 正 前
<p>第42条の11《中小企業者等が機械等を取得した場合等の特別償却 又は法人税額の特別控除》関係</p> <p>(事業年度の中途において中小企業者に該当しなくなった場合の適用)</p> <p>42の11-1 .....措置法第42条の11第1項.....42の11- 10.....措置法令第27条の11第8項.....措置法第42条の 11第1項及び第3項.....</p> <p>(注) .....措置法第42条の11第2項.....42の11-8..... .....</p> <p>(取得価額の判定単位)</p> <p>42の11-2 措置法令第27条の11第2項.....160万円以上..... .....</p> <p>(注) .....</p> <p>(圧縮記帳をした特定機械装置等の取得価額)</p> <p>42の11-3 措置法令第27条の11第2項.....160万円以上..... .....</p> <p>(主たる事業でない場合の適用)</p> <p>42の11-4 .....</p>	<p>第42条の12《中小企業者等が機械等を取得した場合等の特別償却 又は法人税額の特別控除》関係</p> <p>(事業年度の中途において中小企業者に該当しなくなった場合の適用)</p> <p>42の12-1 .....措置法第42条の12第1項.....42の12- 10.....措置法令第27条の12第8項.....措置法第42条の 12第1項及び第3項.....</p> <p>(注) .....措置法第42条の12第2項.....42の12-8..... .....</p> <p>(取得価額の判定単位)</p> <p>42の12-2 措置法令第27条の12第2項.....230万円以上..... .....</p> <p>(注) .....</p> <p>(圧縮記帳をした特定機械装置等の取得価額)</p> <p>42の12-3 措置法令第27条の12第2項.....230万円以上..... .....</p> <p>(主たる事業でない場合の適用)</p> <p>42の12-4 .....</p>

改 正 後	改 正 前
<p>(事業の判定)</p> <p>42の11-5 .....</p> <p>(注) <u>措置法規則第20条の5の2第4項第10号に掲げる「サービス業」</u>については、<u>日本標準産業分類の「大分類H情報通信業」(通信業を除く。)</u>、<u>「小分類693駐車場業」</u>、<u>「中分類72宿泊業」</u>、<u>「大分類N医療、福祉」</u>、<u>「大分類O教育、学習支援業」</u>、<u>「中分類79協同組合(他に分類されないもの)」</u>及び<u>「大分類Qサービス業(他に分類されないもの)」</u>(<u>旅行業を除く。</u>)に分類する事業が該当する。</p> <p>(その他これらに類する事業に含まれないもの)</p> <p>42の11-6 <u>措置法規則第20条の5の2第4項第2号かっこ書</u>.....</p> <p>(指定事業とその他の事業とに共通して使用される特定機械装置等又は特定機械等)</p> <p>42の11-7 .....</p> <p>.....<u>措置法第42条の11第1項に規定する「特定機械装置等」</u>をいう。以下42の11-9までにおいて同じ。).....<u>措置法令第27条の11第7項</u>.....<u>措置法第42条の11</u>.....</p> <p>(貸付けの用に供したものに該当しない資産の貸与)</p> <p>42の11-8 <u>措置法第42条の11第1項</u>.....</p> <p>(注) .....</p>	<p>(事業の判定)</p> <p>42の12-5 .....</p> <p>(注) <u>措置法規則第20条の5の2第4項に規定する同規則第20条の3第2項第10号の「サービス業」</u>については、<u>日本標準産業分類の「大分類Lサービス業」</u>に分類する事業が該当する。</p> <p>(その他これらに類する事業に含まれないもの)</p> <p>42の12-6 <u>措置法規則第20条の5の2第4項に規定する同規則第20条の3第2項第2号かっこ書</u>.....</p> <p>(指定事業とその他の事業とに共通して使用される特定機械装置等又は特定機械等)</p> <p>42の12-7 .....</p> <p>.....<u>措置法第42条の12第1項に規定する「特定機械装置等」</u>をいう。以下同じ。).....<u>措置法令第27条の12第7項</u>.....<u>措置法第42条の12</u>.....</p> <p>(貸付けの用に供したものに該当しない資産の貸与)</p> <p>42の12-8 <u>措置法第42条の12第1項</u>.....</p> <p>(注) .....</p>

(附属機器等の同時設置の意義)

42の11-9 .....

(特定機械装置等の対価につき値引きがあった場合の税額控除限度額の計算)

42の11-10 **法人が措置法第42条の11第1項(同法第68条の15第1項を含む。)に規定する特定機械装置等を指定事業の用に供した日を含む事業年度(その事業年度が連結事業年度に該当する場合には、当該連結事業年度。以下42の11-10において「供用年度」という。)後の事業年度において当該特定機械装置等の対価の額につき値引きがあった場合には、供用年度にさかのぼって当該値引きのあった特定機械装置等に係る措置法第42条の11第2項(同法第68条の15第2項を含む。)に規定する税額控除限度額の修正を行うものとする。**

(廃止)

(物品賃貸業の意義)

42の11-11 **措置法第42条の11第3項**.....

(注) .....

(特殊の減価償却資産の耐用年数)

42の11-12 ..... **措置法令第27条の11第7項第1号**.....

42の11-14.....

(リース費用の均等支払の判定)

42の11-13 .....

..... **措置法令第27条の11第7項第3号**.....

(附属機器等の同時設置の意義)

42の12-9 .....

(特定機械装置等の対価につき値引きがあった場合の税額控除限度額の計算)

42の12-10 **法人が特定機械装置等を指定事業の用に供した日を含む事業年度後の事業年度において当該特定機械装置等の対価の額につき値引きがあった場合には、その指定事業の用に供した日を含む事業年度にさかのぼって当該値引きのあった特定機械装置等に係る措置法第42条の12第2項に規定する税額控除限度額の修正を行うものとする。**

42の12-11 **削除**

(物品賃貸業の意義)

42の12-12 **措置法第42条の12第3項**.....

(注) .....

(特殊の減価償却資産の耐用年数)

42の12-13 ..... **措置法令第27条の12第7項第1号**.....

42の12-15.....

(リース費用の均等支払の判定)

42の12-14 .....

..... **措置法令第27条の12第7項第3号**.....

改 正 後	改 正 前
<p>(リース費用に含まれない費用)  <u>42の11-14 措置法令第27条の11第8項</u>.....</p> <p>(税額控除の適用を受けた法人の意義)  <u>42の11-15 措置法第42条の11第6項に規定する「これらの規定の適用を受けた法人」</u>には、当該事業年度(その事業年度が連結事業年度に該当する場合には、当該連結事業年度)においては同条第3項の規定(同法第68条の15第3項の規定を含む。)による税額控除を実施していないが、.....</p> <p>(事業基盤強化設備のリース税額控除等の取扱いの準用)  <u>42の11-16 42の7-16の2及び42の7-16の3の取扱いは、措置法第42条の11第3項の規定の適用について準用する。</u></p> <p>(申告に係るその控除を受けるべき金額)  <u>42の11-17 措置法第42条の11第9項及び第10項</u>.....</p>	<p>(リース費用に含まれない費用)  <u>42の12-15 措置法令第27条の12第8項</u>.....</p> <p>(税額控除の適用を受けた法人の意義)  <u>42の12-16 措置法第42条の12第6項に規定する「同項の規定の適用を受けた法人」</u>には、当該事業年度においては同条第3項の規定による税額控除を実施していないが、.....</p> <p>(特定機械装置等のリース税額控除等の取扱いの準用)  <u>42の12-16の2 42の6-15の2及び42の6-15の3の取扱いは、措置法第42条の12第3項の規定の適用について準用する。</u></p> <p>(申告に係るその控除を受けるべき金額)  <u>42の12-17 措置法第42条の12第9項及び第10項</u>.....</p>